別記第1号様式（第7関係）

会　　議　　録

<table>
<tr><td colspan="2">附属機関又は
会議体の名称</td><td>令和３年度　豊島区収納対策本部　第４回私債権検討部会</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局（担当課）</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　日　時</td><td>令和４年１月 14 日（金）午前 10 時 ～10 時 28 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　場　所</td><td>区政連絡会室（本庁舎３階）</td></tr>
<tr><td colspan="2">議　　題</td><td>１．私債権等管理支援事業の業務委託の実施状況について
２．私債権等管理支援事業実施要綱（案）について
３．わかりやすい版　私債権等管理マニュアルについて
４．その他</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公開の
可否</td><td rowspan="2">会　　議</td><td>□公開　■非公開　□一部非公開　　傍聴人数　０人</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第７条第６号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会 議 録</td><td>□公開　□非公開　■一部非公開</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第７条第６号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委　　員</td><td>会計管理室長（部会長）、子ども家庭部長、生活福祉課長、
西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長、会計課長、
収納推進担当課長心得</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td></td></tr>
<tr><td>事 務 局</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出された資料</td><td>資料１　私債権等管理支援事業の業務委託の実施状況
資料２　私債権等管理支援事業実施要綱（案）
資料３　わかりやすい版　私債権等管理マニュアル
資料４　生活保護基準
資料５　補足資料
資料６　わかりやすい版　私債権等管理マニュアルについての弁護士からの回答</td></tr>
</table>

審　議　経　過

案件１：私債権等管理支援事業の業務委託の実施状況について

（１）　案件の説明

資料１　私債権等管理支援事業の業務委託の実施状況について事務局から説明。

（２）　主な意見と質疑

【西部生活福祉課長】

課題は、今後詰めていくということでよいのか。

【部会長】

事務局より説明のあったとおり 1 月 25 日の収納対策本部で、現状についての報告をする。少額債権等の課題については年度内に検討し、次年度の前半の収納対策本部に諮っていきたいと考えている。

【子ども家庭部長】

共通研修の実施は素晴らしいことだと思う。

【部会長】

監査委員からの指摘でも、債権管理マニュアルの整備、研修の実施ができていないとうことであった。この点については、年度内に一定の目途がたった。それ以外の具体的な対応については課題とし、令和 4 年度に頑張ってということで収納対策本部には報告をいたいと思っている。

資料１については、了承ということでよいか。

【生活福祉課長】

資料１の４課題及び検討事項の（１）債権管理マニュアルの整備支援について、整備されていない理由が「マニュアルの必要性ない」となっている。この理由ではマニュアルを作る必要がないとなってしまうため、マニュアルは必要だが、こういう理由でマニュアルが整備されていないとしたほうよいのではないか。

【部会長】

そういったところはあるか。

【事務局】

高齢者福祉課は、ここにあるように債権管理マニュアルはないが実務上はできている。

【生活福祉課長】

この書き方ではマニュアルが必要ないと受け止められてしまう。

【住宅課長】

前職が高齢者福祉課長であった。高齢者福祉課のケースは、年金の支給日に必ず連絡するとか、対応をしていたので、そういったことを手順化すればマニュアルになる。マニュアルがないというよりかは、文書化していないということである。

【部会長】

指摘をいただいた点を踏まえて資料を修正し、各委員にメールで送信するので確認をお願いする。

（３） 結論

資料１　私債権等管理支援事業の業務委託の実施状況について一同了承。

案件２：私債権等管理支援事業実施要綱（案）について

（１） 案件の説明

資料２　私債権等管理支援事業実施要綱（案）について事務局から説明。

（２） 主な意見と質疑

【部会長】

私債権等管理支援事業実施要綱（案）については、12 月 1 日施行の区民部長決定ということよろしいか。

【会計課長】

第 2 条の事業の対象について、ここにない課の利用についても一括承認となるのか。

【事務局】

区民相談課に確認をした。行政情報公開・個人情報保護審議会で諮問した以外の課が利用する場合は、行政情報公開・個人情報保護審議会への諮問が必要になる。

（３） 結論

資料２　私債権等管理支援事業実施要綱（案）について一同了承。

案件３：わかりやすい版　私債権等管理マニュアルについて

（１） 案件の説明

資料３　わかりやすい版　私債権等管理マニュアルについて部会長から説明。

資料４　生活保護基準、資料５　補足資料、資料６　わかりやすい版　私債権等管理マニュアルについての弁護士からの回答について事務局から説明。

（２） 主な意見と質疑

【住宅課長】

法的措置に係る費用は 1 万円程度であるが、弁護士に依頼する場合は、着手金や成功報酬が別途必要になる。債権額との比較には、そういったものを考える必要がある。

【部会長】

意見のあった件について、事務局から何かあるか。

【事務局】

債権額により成功報酬は変わってくるため、そこも加味しながら考えていく必要がある。

案件４：その他

【部会長】

その他について何かあるか。

【事務局】

25 日の収納対策本部への出席をお願いします。

以上をもって第 4 回の私債権検討部会を終了する。